

新型コロナウイルス感染症への対応に全力を注ぎつつ、健康寿命の延伸、人生100年時代に向けて、安定性・持続可能性を確保しつつ安心・安全で質の高い医療の実現を目指して2022（令和4年）4月1日から社会保険診療報酬の改定が行われました。

私たち歯科技工士に関連する歯冠修復及び欠損補綴に関する改定内容については、ファイバーコア、レジンインレー、有床義歯（局部義歯・総義歯）、鑄造鉤（双子鉤・二腕鉤）、線鉤、コンビネーション鉤、バー等の製作点数が厚生労働省実施の歯科技工料調査の結果に基づいて増点されるとともに、保健医療材料として期中適用されていたCAD/CAM冠前歯への対象拡大、チタン冠、磁性アタッチメントの区分整理と増点、レジン前装チタン冠、CAD/CAM インレー等の新規保険収載等、歯科固有技術の評価の見直しが行われています。

良質な歯科医療に資する安全で質の高い歯科補綴物等が安定的に供給するためには、製作を委託する側の歯科医療機関と、受託する歯科技工所の双方が、保険点数のしくみ等について共通認識の下、適正な歯科技工料金での委託・受託が行われなければなりません。

本講演では、2022年（令和4年）4月1日実施の歯科診療報酬改定を踏まえた歯科技工関連部門の内容を解説いたします。

また、令和4年3月31日付けで歯科技工におけるリモートワークに関する歯科技工法施行規則一部改正がなされ4月1日から施行されました。5月に厚生労働省から通知された

「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」を基に、歯科技工におけるリモートワークの業務、構造設備、セキュリティ対策等について、確認し、理解周知を図ります。